

令和7年3月4日

令和6年度におけるユネスコ無形文化遺産への提案候補の選定について

3月4日（火）に開催された文化審議会無形文化遺産部会において、「書道」が本年度のユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への提案候補として別添のとおり選定されましたので、お知らせいたします。

上記提案については、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において審議の上、了承を得られれば、3月末までにユネスコに提案書を提出する予定です。

なお、我が国のユネスコ無形文化遺産の審査は現在2年に1件となっており、本件は昨年度ユネスコに提案したところ、審査が見送られたため、今年度改めて提案書を提出するものです。

（参考）「書道」の提案に係る今後の予定

令和7年3月	無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において審議
令和7年3月末まで	ユネスコに提案書を提出
令和8年10月～11月頃	評価機関による勧告
令和8年11月～12月頃	政府間委員会において審議・決定

<担当>

○ユネスコ無形文化遺産全般に関して

文化庁文化資源活用課 文化遺産国際協力室

室長補佐 木南 秀隆（内線 2414）

江黒 優駿（内線 4698）

関 彩花（内線 4698）

〈東京リエゾン〉

電話：03-5253-4111（代表）

○今回の提案内容に関して

文化庁参事官（生活文化創造担当）

参事官補佐 山崎 真司（内線 9557）

文化財調査官 吉野 亨（内線 9586）

電話：075-451-4111（代表）

提案候補

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載に向けて、今年度提案することが適当と思われる候補として、「書道」を選定する。

選定理由

昨年度、文化審議会としては、ユネスコへの提案候補として「書道」を選定した。

その後、日本政府からユネスコへの提案を行ったところ、ユネスコが審査件数の上限を上回る提案書を受理した場合に適用される無形文化遺産保護条約運用指示書の規定に基づき、日本の提案については、2025年の審査が見送られ、2026年の審査に優先権が与えられている。

これを受け、文化審議会としては、ユネスコへの再提案に向け、昨年度に引き続き、「書道」を今年度の提案候補として選定する。

令和6年度ユネスコ無形文化遺産(人類の無形文化遺産の代表的な一覧表) 提案について

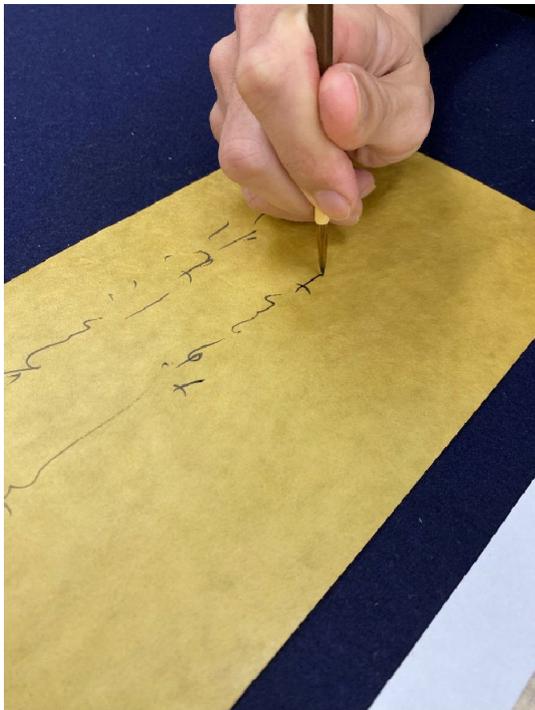
1. 名称

書道

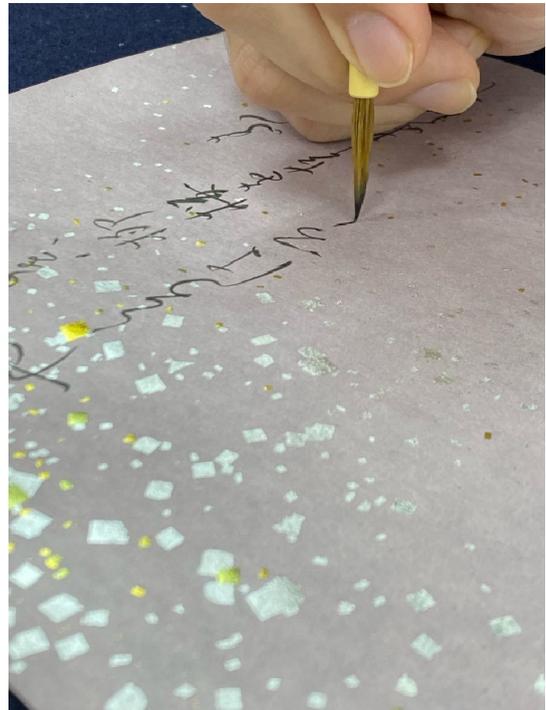
2. 概要

「書道」とは、筆、墨、硯、紙等の用具用材を用いて、漢字、仮名、漢字仮名交じりの書、または篆刻として、伝統的な筆遣いや技法の下に、手書きする文字表現の行為。

「書道」は、手紙、命名書、冠婚葬祭に係る金封や芳名帳への署名、また、正月に行われる書き初めといった年中行事等、日本人の日常生活上の様々な場面で用いられ、社会的慣習となっている。



(仮名)



(漢字仮名交じり)

ユネスコ無形文化遺産について

条約の概要

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004(H16)年 日本締結(世界で3番目), 2006(H18)年 発効〕

- 【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
- 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

- 【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**
- 「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成
- 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:184

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
- 〔各年, 約60件の審査件数の制限〕
- * 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- * 我が国の案件は実質**2年に1回**の審査となっている
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は, 申請書において, 代表一覧表への記載申請案件が, 次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。
 - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事
 - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が, 無形文化遺産の認知, 重要性に対する認識を確保し, 対話を誘発し, よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
- 4. 申請案件が, 関係する社会, 集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な, 事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り, 申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 **23件**
世界全体では**667件**

- 重要無形文化財
- 重要無形民俗文化財
- 登録無形文化財
- 選定保存技術
- 文化審議会決定

2008 (H20)	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりふんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎
2009 (H21)	ががく 雅楽	おぢやちぢみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布【新潟】	おくのとのあえのこと【石川】 奥能登のあえのこと【石川】
	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊【宮城】	だいにちどうぶがく 大日堂舞楽【秋田】	だいまくて 題目立【奈良】
			あいにぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊【北海道】
2010 (H22)	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬【茨城・栃木】	
2011 (H23)	みぶのはなたうえ 壬生の花田植【広島】	さだしんのう 佐陀神能【島根】	ほんみのし 本美濃紙
			ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら 秩父祭の屋台行事と神楽
			たかやままつりのやたいぎょうじ 高山祭の屋台行事
			おがのなまはげ 男鹿のナマハゲ
2012 (H24)	なちのでんがく 那智の田楽【和歌山】		
2013 (H25)	わしよく 和食; 日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとうてきなしよくぶんか	
2014 (H26)	わし 和紙: 日本の手漉和紙技術	にほんのてすきわしじゆつ	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して登録。
拡張提案中	→2025年12月 登録審議見込み	※越前島の子紙【福井】を追加する 拡張提案中 。	
2016 (H28)	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事		※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として登録。
拡張提案中	→2025年12月 登録審議見込み		※常陸大津の御船祭【茨城】、村上祭の屋台行事【新潟】、放生津八幡宮祭の曳山・樂山行事【富山】、大津祭の曳山行事【滋賀】を追加する 拡張提案中 。
2018 (H30)	らいほうしん 来訪神: 仮面・仮装の神々	かめんかそうのかみがみ	※2009年に無形文化遺産に登録された飯島のトシドン【鹿児島】に、男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して登録。
2020 (R2)	でんとうけんちくこうしょうのわざ 伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゆつ	※2009年に提案したものの未審査となっていた「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。
拡張提案中	→2025年12月 登録審議見込み		※手織中継表製作を追加する 拡張提案中 。
2022 (R4)	ふりゆうおどり 風流踊		※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、綾子踊【香川】など40件を追加し、計41件の伝統芸能として登録。
2024 (R6)	でんとうてきさけづくり 伝統的酒造り		
提案中	しょうどう 書道		